

中東知的財産ニュースレター Vol.44

サウジアラビア — 強制実施権に関する施行規則

サウジアラビア知的財産総局（SAIP: Saudi Authority for Intellectual Property）は、特許の強制実施許諾に関して新たに一連の施行規則を発表した。新たに公布された特許強制実施許諾施行規則は、「特許、集積回路の回路配置、植物品種及び意匠に関する法律（2004年）」に基づいてSAIPが制定したものである。サウジアラビアにおける同施行規則の発効に伴い、上記の法律に盛り込まれている実施許諾に関する諸規定や実務面の慣行がSAIPによって明確に規制されることになった、という点は指摘しておくべきであろう。

同施行規則の第2条は、特定の特許が公衆衛生または国防上の目的にとって必須である場合、または特許の不使用や質的・量的に不十分な使用のためにサウジアラビアの経済や技術発展に重大な損害が生じる恐れがある場合、SAIPは強制実施権を許諾する権限を有すると規定している。強制実施権が与えられた場合、実施権者（ライセンス）は再実施権（サブライセンス）を許諾する権利を持たない。とはいえ、SAIPが特許の主題の輸入を許可するのは、ライセンスがそのような輸入を行うことが強制実施許諾契約の中で明示的に許可されている場合に限られる。その場合、サウジアラビア国内の需要を満たすため、SAIPは期限付きの限定的な輸入許可を発行する必要がある。

背景としては、サウジアラビアは世界貿易機関（WTO）に加入しており、2005年12月以降は「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の締約国にもなっている。こうした事情を考慮して、TRIPS協定第31条の2に関する規定が今回の施行規則に含まれているという点は注目に値する。それはすなわち、サウジアラビアは他国の公衆衛生上の需要に応じるための医薬品輸出を目的とする強制実施権を許諾する権利を有しているということである。

これまでのところ、サウジアラビアにおいても中東・北アフリカの他の法域においても強制実施権が許諾された事例はない、という事実に着意することが重要である。そのうえ、仮に強制実施権が与えられたとしても、特許権者に対して十分な報酬を提供することが要求される。

中東・北アフリカ地域 — 異議申立手続

互いに抵触する商標を特定することは、実質的な商標保護戦略のために不可欠な武器となる。抵触する商標を適正に特定した上で侵害商標を把握し、異議申立の期限が過ぎる前に侵害商標に対する異議を申し立てることは、ブランド権利者が侵害にとどめを刺すために最初にとるべき手段である。異議申立期間が過ぎてから商標に対して異議を唱えようとする、はるかに費用がかかることになる。

専門の監視サービスを利用した商標公開のモニタリング

商標の監視は、新規に公開されたすべての商標のモニタリングと評価により、早期の侵害発見に重要な役割を果たしている。特に中東・北アフリカ地域（MENA）のような、複数の法域が入り混じった広大な地域においてはそうである。侵害の可能性のある商標が特定された場合、迅速な異議申立が必要になってくる。

商標審査官による商標の審査と仮承認が済んだ後、各商標局（TMO）は異議申立のために当該商標を公開する。ほとんどの TMO は徐々にオンラインによる公開に切り替えているが、一部の当局はまだ紙媒体に頼っている。以下の表は、MENA 諸国の公報発行の方法と頻度をまとめたものである。

国名	公開方法	頻度
アルジェリア	オンライン	週 1 回
バーレーン	オンライン	週 1 回
エジプト	オンライン	月 1 回
ガザ	紙媒体	低頻度
イラク	オンライン	低頻度
ヨルダン	オンライン	月 1 回
クウェート	オンライン	週 1 回
レバノン	紙媒体	週 1 回
リビア	紙媒体	該当例なし
モロッコ	オンライン	月 1 回
オマーン	オンライン	週 1 回
カタール	紙媒体	月 1 回
サウジアラビア	オンライン	毎日
スーダン	紙媒体	低頻度
チュニジア	オンライン	低頻度
アラブ首長国連邦	オンライン	月 1 回

パレスチナ	オンライン	低頻度
イエメン	紙媒体	月1回

異議申立の要件と根拠

レバノンとアルジェリアを例外として、MENA 地域における異議申立手続は行政手続である。上記の国々で商標の登録要件に対して異議申立を行った場合、司法による取消訴訟が唯一の救済手段となる。実情をいえば、行政手続は司法手続よりも低コストな場合が多く、登録要件の問題にほぼ限定された管轄当局の文書記録に基づいて手続が実施される。これらの国は先願主義をとっているため、出願人や異議申立を監督する当局が、異議申立の根拠として先行登録商標の使用を示す証拠を提出するよう異議申立人に要求することはできない。出願人が先行商標の使用状況について争おうとする場合、商標の不使用を理由とした取消訴訟を別途提起しなければならない。取消訴訟の判決が示されるまで異議申立手続の進捗が妨げられる、ということはない。逆に、異議申立手続が進行中であるという理由で取消訴訟の進捗が妨げられることもない。

国内における先行権利が立証できない場合であっても、商標の周知性に基づく異議申立を提起することができる。ある商標が周知商標と見なされる基準は、通常、周知商標の保護に関する国際基準（パリ条約第6条の2）や、周知商標保護に適用される当該国の基準に従って決定されるのが普通である。異議申立理由としては、先行権利以外に、例えば、以下のようなものが認められている：絶対的拒絶理由；悪意（bad faith）による行為；パリ条約第6条の7（代理店など商標権者の代理人の名義による登録）に基づく権利；パリ条約第8条（商号）に基づく権利；パリ条約第6条の3（国家の紋章、公の印章および政府間国際機関の紋章に関する禁止規定）に基づく権利；公の秩序または善良の風俗に対する違反。以上に列挙した異議申立理由はすべてを網羅したものではない。

手続および作業の流れ

異議申立書の提出と決定の発行に用いられるオンラインシステムが確立しているのは、サウジアラビアとアラブ首長国連邦だけである。一般的に言って、異議申立人は異議申立てを行う当事者として異議申立ての理由を提出する責任を負っている。出願人は、異議申立ての理由に対して意見書を提出するか、しないかを選ぶことができる。出願人が意見書を提出した場合、異議申立人は自らの選択に従って、意見書を提出することができる。

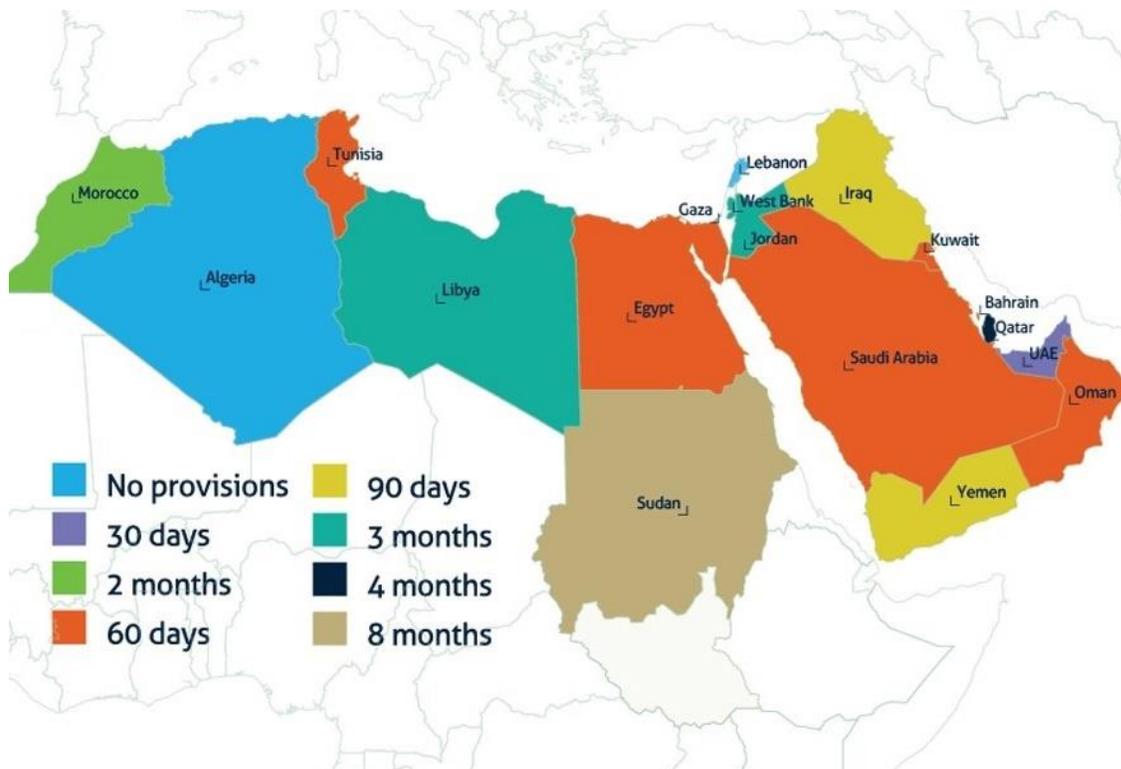
異議申立手続は専ら文書記録によって進められ、当事者のいずれかが請求しない限り口頭審問は行われない。口頭審問が設定されたとしても、その審問の場で新たな証拠を

提出することはできない。審査当局はしばしば、口頭審問の機会を利用して、当事者の意見書などに明瞭に記載されていなかった事実関係や主張について当事者に質問することがある。いずれの国においても、出願人または異議申立人の合意によって異議申立が取り下げられることがあり、そのような合意がなくても取下げの要件に従って申立が取り下げられることがある。このような取下げがあった場合、異議申立手続は自動的に終了する。

異議申立の提出期間および延長請求

異議申立期間の延長請求を認めている国はヨルダンだけであるが、ヨルダンにおいても延長請求が自動的に認められるわけではない。延長請求の理由が十分に説明され、関係当局により容認可能と判断される必要がある。延長が認められるのは、委任状（異議申立提出の時点で必要）が入手できない場合のみである。当初の異議申立期間が3か月だとすれば、その期間内であれば誰でも異議申立を提起することができるが、延長された異議申立期間に異議申立を提起しうるのは、その延長を認めさせ得た当事者のみである。MENA 地域のほとんどすべての国において、異議申立期間は公開日から60～90日となっている。

以下のマップは、MENA 地域での異議申立期間をまとめたものである。



中東・北アフリカ地域 — 米国通商代表のスペシャル 301 条レポート

米国通商代表部（USTR）の事務局は 2020 年 4 月に「スペシャル 301 条レポート」を発表し、その中で貿易と知的財産権をめぐる世界の最新事情を検討している。中東・北アフリカ地域（MENA）の国々の中で「優先監視国」とされているのはアルジェリアとサウジアラビアである。監視国リストの中にはエジプト、クウェート、レバノン、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）が入っている。

「2019 年著作権・著作隣接権法」および同法施行規則を採択し、権利行使を含めた国内の著作権保護の現状改革に取り組む姿勢を明らかにしたクウェートが、「優先監視国」から単なる「監視国」に引き下げられたことは注目に値する。

同レポートはさらに、エジプト、サウジアラビア、トルコ、UAE を含むいくつかの国が、「医薬品および医療機器に関する知財保護、知財エンフォースメント、市場障壁に関わる懸念に対処し、新たな治療法や治療薬の研究開発に対して公正な取る分が得られるように、貢献している」努力に注目している。

前述したような上述の国々のイニシアティブは、その他の最新情勢と相まって、当該国の国内当局が知的財産の重要性を認識しており、自国および MENA 地域全体における研究や投資のための国際的インセンティブの増強及び育成に取り組む用意があることを示している。

「スペシャル 301 条レポート」とは、「1974 年通商法」の改正第 301 条に基づき、米国通商代表の事務局が年に 1 度作成する報告書である。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 44

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2020年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。